

衆議院外務委員会ニュース

平成 22.4.9 第 174 回国会第 11 号

4月9日(金) 第11回の委員会が開かれました。

- 1 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第5号)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第6号)
- 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第7号)
- 所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第8号)
- ・岡田外務大臣、古川内閣府副大臣、武正外務副大臣、古本財務大臣政務官、佐々木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
 - ・上記各件について採決を行った結果、いずれも全会一致をもって承認すべきものと決しました。
(賛成 - 民主、自民、公明、共産、社民)

(質疑者及び主な質疑内容)

早川 久美子君(民主)

- ・各租税条約(協定)改正議定書では、情報交換規定に関して、具体的にどのような点が改正され、どのような効果が見込まれるのか。
- ・経済協力開発機構(OECD)が「グローバル・フォーラム」を拡大し、監視組織を設立、2010年に各国の銀行の顧客情報の開示状況等の調査を始めるとのことであるが、進捗状況はどのようになっているのか、また我が国はこれに具体的にどのように関わっているのか。
- ・我が国の国税局は「国際化対応プロジェクトチーム」を設置して、租税回避スキームの把握・実態解明及び海外金融資産の保有等に関する調査を行っているとのことであるが、具体的にどのような実績をあげているのか。

服部 良一君(社民)

- ・各租税条約(協定)改正議定書では、二重課税の回避と脱税の防止のどちらに重きを置いているのか。
- ・タックスヘイブン(租税回避地)に預けられている資産額と、タックスヘイブンを介した脱税額はいくらか。
- ・国連人種差別撤廃委員会が行う人権差別撤廃条約に基づく対日審査の最終所見に関して、外務省はどのような見解を持っているのか。

小野寺 五典君(自民)

- ・各租税条約(協定)改正議定書の4カ国以外の、タック

スヘイブンといわれるケイマン諸島やスイス等の国・地域との租税に関する情報交換について、我が国政府は今後どのように対応するのか。

- ・4月12日から始まる核セキュリティ・サミットでの日米首脳会談が見送られた理由は何か、また日米外交にどのような影響を与えるのか。
- ・米国の「核態勢の見直し(NPR)」は、我が国の安全保障にとって、どのような影響を与えるのか。

古川 禎久君(自民)

- ・各租税条約(協定)改正議定書により、租税に関する情報交換について、銀行機密を理由として拒否できないことになるが、国際的な投資ファンドの監視についてはどのようになるのか。
- ・我が国政府は、新しい分野における経済面での協力が見込まれる中近東やアフリカ地域諸国との租税条約の締結を進めるべきではないか。
- ・キルギスで4月7日に発生した、政権崩壊に至る反政府デモの混乱に関して、現地の邦人の安否や我が国からの投資の保全はどのような状況か。

赤松 正雄君(公明)

- ・各租税条約(協定)改正議定書では、銀行機密に抵触する場合においても情報の提供を拒否することはできないこととなるが、特に国策として金融サービス業に重点を置き、銀行の顧客情報を厳格に守るシンガポールやルク

センブルクに対しての実効性は担保できるのか。

- ・新たな国・地域との租税条約の締結について我が国政府はどのような方針でのぞむのか。
- ・税務当局が収集した情報を用いて課税権が濫用される可能性は否定できないが、各租税条約（協定）改正議定書を含む租税条約や国内法においては、どのような防止策を講じているのか。

課税逃れに対する規制と監督強化がG20首脳会議（2009.4.2）で謳われたが、我が国はこれをどのように受け止めているのか。

- ・各租税条約（協定）改正議定書において、ナンバーアカウント（匿名口座）は情報交換の対象となるのか。
- ・国際的な要請に応えるため、我が国は、証券取引等監視委員会の人員を増強する必要があるのではないか。

笠井 亮君（共産）

- ・タックスヘイブンを悪用するヘッジファンドや富裕層の